

4. ベトナム

4.1. 地理的表示を保護する制度

ベトナムは、地理的表示について、2005 年制定の知的財産法に基づき、地理的表示及び団体商標/証明商標の 2 つの方法で保護を与えている。

ベトナムは 1995 年民法典に基づき、地理的表示を「原産地呼称」制度として保護していたが、WTO 加盟に向けて知的財産に関する法制度を TRIPS 協定に適合する制度に転換するため、2005 年に知的財産法を制定し、「原産地呼称」を「地理的表示」に改めて現行の地理的表示保護制度を整備した。

別途、ベトナムは 1982 年に団体商標制度を、2005 年に証明商標制度を導入している。知的財産法では一般に商品またはサービスの原産地を表示する標識は識別性を認められないが、団体商標/証明商標はその例外とされており、団体商標/証明商標によって地理的表示を保護することが可能である。

地理的表示及び団体商標/証明商標のいずれも、科学技術省傘下の知的財産庁が管轄している。

知的財産法に基づき、外国産品も地理的表示または団体商標/証明商標の登録によって保護を受けることができる。

表 22 ベトナムの地理的表示を保護する制度の概要

タイプ	主管当局	マーク	根拠法・主な関連規則等	日本からの登録
知的財産法に基づく地理的表示保護*	科学技術省	無し	- 知的財産法¹⁰⁰ - 知的財産法における工業所有権に関する政令¹⁰¹ - 政令 No.103/2006/ND-CP の解釈に関する通達¹⁰² - 通達 No. 01/2007/TT-BKHCHN を改正・補足する通達¹⁰³	○
知的財産法に基づく団体商標/証明商標保護	知的財産庁(NOIP)	無し	- 知的財産法における知的財産権の保護及び知的財産の国家管理に関する政令 - 知的財産における行政上の侵害に対する制裁に関する政令¹⁰⁴ - 政令 No.99/2013/ND-CP の解釈に関する通達¹⁰⁵	○

¹⁰⁰ 知的財産法（2005 年 11 月 29 日裁可の法律第 50/2005/QH11 号（2006 年 7 月 1 日施行）を改正した 2009 年 6 月 19 日裁可の法律 36/2009/QH12 号（2010 年 1 月 1 日施行））

日本語訳：<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/vietnam-tizaihou.pdf>

¹⁰¹ 知的財産法における工業所有権に関する政令 No.103/2006/ND-CP（2006 年 9 月 22 日付）（2010 年 12 月 31 日付制令 No.122/2010/ND-CP により改正） 英語訳：<https://wipo.int/wipolex/en/text/131859>

¹⁰² 政令 No.103/2006/ND-CP の解釈に関する通達 No.01/2007/TT-BKHCHN（2007 年 2 月 14 日付） 英語訳：<https://www.wipo.int/edocs/lexdocs/laws/en/vn/vn010en.pdf>

¹⁰³ 通達 No. 01/2007/TT-BKHCHN を改正・補足する通達 No. 16/2016/TT-BKHCHN（2016 年 6 月 30 日付） 英語訳：<https://wipo.int/wipolex/en/legislation/details/17743>

¹⁰⁴ 知的財産法における知的財産権の保護及び知的財産の国家管理に関する政令 No.105/2006/ND-CP（2006 年 9 月 22 日付） 英語訳：<http://vcci-ip.com/wp-content/uploads/2017/06/Decree-99-2013-ND-CP-on-Sanctioning-of-Administrative-Violations-in-Industrial-Property.pdf> 日本語訳：https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/vn/ip/pdf/laws_industrial_property_rights_legislative_sanction_992013ND-CP.pdf

¹⁰⁵ 政令 No.99/2013/ND-CP の解釈に関する通達 No.11/2015/TT-BKHCHN（2015 年 6 月 26 日付）

以下、それぞれの制度の概要を記す¹⁰⁶。

(1) 地理的表示登録制度

ベトナムでは 1989 年「産業財産保護法令」において初めて「原産地呼称 (Appellation of origin)」の保護に関する規定が導入されたが、実施規則が制定されなかったため、実際には登録が行われなかった。産業財産保護法令における原産地呼称に関する規定はそのまま 1995 年「民法典」で採用され、同法の下で 1996 年より知的財産庁による原産地名称の登録制度の運用が開始された。

その後、政府は 2000 年に「経営秘密、地理的表示、商号及び産業財産に係る不正競争防止権の保護に係る政令 No.54/2000/ND-CP」を公布し、同政令によって初めて地理的表示を産業財産の一つとして保護する旨を定めた。同政令において、地理的表示の保護要件は、国、地域または地方の地理的要因によってもたらされる特殊な性質があることとされ、地理的表示に係る産業財産権は、保護要件を満たせば登録なしで自動的に成立するとされた。

これにより、ベトナムでは一時期原産地呼称保護制度と地理的表示保護制度が併存する形となったが、2005 年に制定された現行の知的財産法において「地理的表示」に統合され、2006 年より運用が開始された。

(2) 団体商標/証明商標登録制度

ベトナムの地理的表示保護制度の中では、団体商標が最も早く、1982 年に公布された「商標に関する条例の公布に係る政令 No.197-HDBT」において制度化された。一方、証明商標制度は 2005 年の知的財産法に制定に伴い新たに導入された。

地理的表示と商標の関係

知的財産法では、保護されている地理的表示と同一または類似の標章であって、当該標章の使用が商品の原産地について消費者を誤認させるおそれがあるものについては商標として識別性があるとみなされないと規定されている（法第 74 条第 2 項）¹⁰⁷。

知的財産法では、同一産品を地理的表示及び商標の両方として登録し、保護を併存させることができるかについては明記していない。ただし、地理的表示の権利者は、保護された地理的表示と同一または類似の標章が、当該地理的表示に係る登録出願の出願日前に真正な方法により保護を取得している場合、当該標章を使用することを妨げる権利を持たないと規定しており（法第 125 条）、保護された地理的表示の出願日より前に正当に登録された商標があった場合、保護の併存が起こる可能性がある。

¹⁰⁶ 現地代理人からの報告及び Nyuen Phuong Thuy 2015 「地理的表示と商標登録の制度設計～ベトナムの経験から得られるもの（博士論文）」を参照した。

¹⁰⁷ ワイン・蒸留酒については、保護されている地理的表示と同一であるか、または当該地理的表示を含むか、または当該地理的表示から翻訳され若しくは転写された標章であって、当該標章が当該地理的表示を付している、地理的領域の原産でないワイン・蒸留酒についての使用に関して登録されているものについても、商標として認められない。

4.2. 登録の要件・手続・費用

知的財産法における地理的表示登録及び団体標章/証明商標の登録要件は以下のとおり。

表 23 ベトナムの地理的表示を保護する制度の登録要件等

根拠法	登録	日本からの 出願	出願人の要件	海外出願	登録品目	有効期間
知的 財産法	地理的表示	○	生産団体・個人、これを代表する組織、地方行政当局	原産国での GI 登録必須	製品	無期限
	団体商標	○	関係地域において商品・サービスの生産に従事する組織又は個人から成る団体	制限無し	商品・サービス	10 年 (更新可)
	証明商標	○	商品・サービスの品質等を証明する機能を有する組織	制限無し	商品・サービス	10 年 (更新可)

4.2.1. 登録要件

(1) 地理的表示登録制度

登録対象

知的財産法では、地理的表示の対象について保護対象は「製品」とされている。

品質特性（法第 79 条、法第 80 条）

登録には、以下の条件を満たす必要がある。

- (a) 地理的表示を有する製品が、当該地理的表示に対応する地方、地域、領域または国を原産とすること
- (b) 地理的表示を有する製品が、当該地理的表示に対応する地方、地域、領域または国の地理的条件に本質的に帰する社会的評価、品質または特質を有すること

なお、以下のものは地理的表示の登録適格性を有さない。

- (a) ベトナムにおいて商品の一般名称となっている名称、表示
- (b) 外国の地理的表示であって、それが保護されていないか、または今後保護されない、若しくは使用されない場合
- (c) 保護されている標章と同一または類似の地理的表示であって、それらの使用が製品の原産地について混同を生じることになる場合
- (d) 地理的表示であって、当該地理的表示を付した製品の真正な原産地について消費者を誤認させるもの

出願人の要件（法第 88 条、政令 No.103/2006/ND-CP 第 8 条）

ベトナムの地理的表示を登録する権利は国に帰属し、国は次の者に対して地理的表示出願権の行使を認めている。地理的表示を登録する権利を行使する者は、当該地理的表示の所有者となってはならない。

- (a) 地理的表示を付した製品を生産する組織・個人
- (b) 上記組織・個人を代表する団体
- (c) 地理的表示が属する地方行政当局

また、原産国の法令の下で地理的表示に対する権利を有する外国の個人及び団体は、ベトナムにおいてその地理的表示を登録することができる。権利を有する者とは、知的財産の所有者、または当該所有者から知的財産を譲り受けた団体または個人を言う。

対象地域（法第 83 条）

地理的表示に対応する地理的領域は、言語及び地図により正確に決定されなければならない。

- (2) 団体商標/証明商標登録制度

登録対象

対象は商品またはサービスで、種類に特段制限がない。

品質特性

品質特性の指定方法等に関する特段の規定はない。

出願人の要件（法第 87 条第 3 項、第 4 項）

- 団体商標：適法に設立された団体組織。商品またはサービスの原産地を表示する標識に関しては、関係地域において商品またはサービスの生産若しくは取引に従事する組織または個人から成る団体でなければならない。
- 証明商標：商品またはサービスの品質、特性、原産地またはその他の関係基準を管理及び証明する機能を有する組織。ただし、当該組織が当該商品またはサービスの生産若しくは取引に従事していないことを条件とする。

団体商標/証明商標共に、ベトナムの地方の特産品の原産地を表示する場所の名前について出願する場合は、国家当局による許可を得る必要がある。

対象地域

対象地域の指定方法等に関する特段の規定はない。

4.2.2. 登録手続

(1) 地理的表示登録制度

地理的表示の登録は、ハノイにある知的財産庁（NOIP）の本庁、またはホーチミン支局またはダナン支局に書面で登録出願を行うか、オンライン申請システムを通じ電子出願する¹⁰⁸。知的財産庁は方式審査、実体審査を経て、登録の許可・拒絶の決定を行う。円滑に進行した場合は申請から登録まで約 9 カ月であるが、実際には案件の複雑さにより、15～18 カ月若しくはそれ以上かかる場合もある。登録された地理的表示登録証は、特段の問題が無ければ、付与日から無期限に効力を有する。

ベトナムの組織・個人、ベトナムに恒久的に居住している外国人、ベトナムに生産/取引の事業所を有する外国組織・個人は、直接または代理人を通じて出願を行う。ベトナムに恒久的に居住していない外国人、ベトナムに生産/取引の事業所を有しない外国組織・個人は、在ベトナムの代理人を通じて出願する必要がある。

出願に当たっては、以下の書類を提出する。書類はベトナム語で作成する必要がある。

- (a) 出願申請書（様式 05-CDDL）
- (b) 地理的表示である名称または標識
- (c) 地理的表示に係る見本
- (d) 地理的表示を付した製品の固有の特質、品質または社会的評価、及び当該固有の特質、品質または社会的評価を決定付ける自然条件の特性についての説明（以下「特性説明書」という。）
- (e) 地理的表示に対応する地理的領域の地図
- (f) 外国が原産地の場合、当該地理的表示が原産国で保護を受けていることを証明する書類
- (g) 代理人を通じた出願の場合は委任状
- (h) 手数料の領収書

なお、「特性説明書」には以下を含む必要がある（法第 106 条、通知 No.01/2007/TT-BKHCN 第 43 条）。

- (a) 製品の原材料、及び物理的、化学的、微生物学的及び知覚的特性を含む関係製品の説明
- (b) 当該地理的表示に対応する地理的領域の決定方法
- (c) 製品が当該地理的領域を原産とすることを立証する証拠
- (d) 地域的かつ安定的な生産及び加工方法についての説明
- (e) 当該製品の固有の特性、品質または社会的評価と自然条件との間の関係に関する情報
- (f) 当該製品の固有の特性または品質の自己管理体制に関する情報

地理的表示法に基づく地理的表示登録の流れは次頁図のとおりである。

¹⁰⁸ 知的財産庁ウェブサイト（http://www.noip.gov.vn/en_US/web/english/geographical-indications）

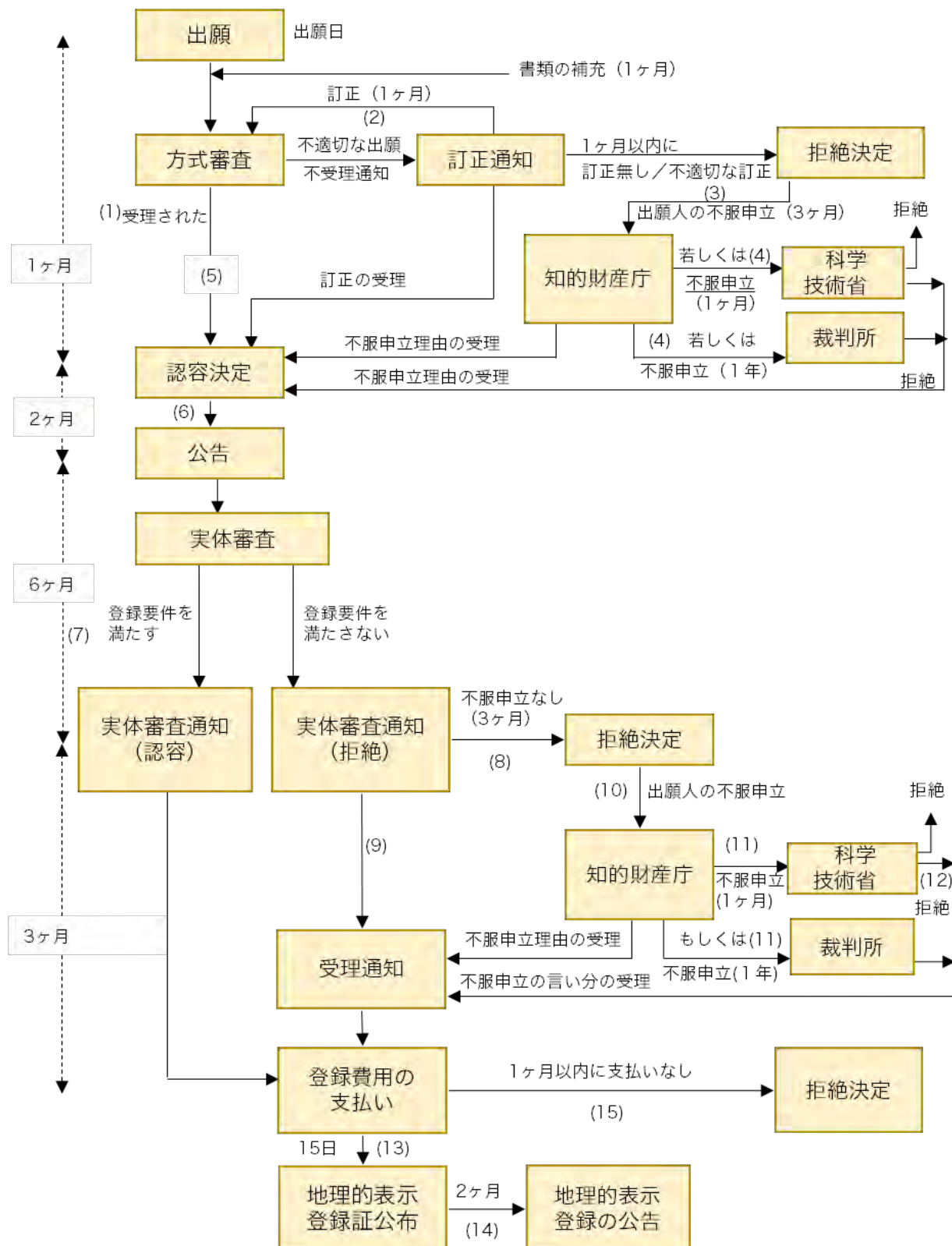


図 18 ベトナムの知的財産法に基づく地理的表示登録手続きの流れ

(2) 団体商標/証明商標登録制度

団体商標/証明商標の登録手続きは、通常の商標登録手続きに準ずるが、基本的には地理的表示登録の流れと同じである。出願処理期間は、方式審査が出願から 1 カ月、出願の公告が方式審査受理から 2 カ月、実体審査が出願公告から 9 ヶ月となっている。出願手続きが円滑に進行した場合、申請から登録までに要する期間は約 12 カ月と見込まれるが、実際には 15～18 カ月要することが多い。団体商標/証明商標の登録証の効力は付与日から開始され、出願日から 10 年後に満了するが、更新が可能である。

出願の際に、以下の書類を提出する。

- (a) 出願申請書
- (b) 商標見本
- (c) 団体商標/証明商標出願に係る物品
- (d) 団体商標/証明商標出願の使用規則
- (e) 団体商標/証明商標出願に係る物品の固有の性質または品質についての記述
- (f) 出願人が団体商標/証明商標の当該物品について登録することについての地方行政当局による認可
- (g) 地理的領域の地図
- (h) 代理人を通じた出願の場合は委任状
- (i) 手数料の領収書

団体商標/証明商標として地理的表示を登録する手続きの流れを次頁図に示す。

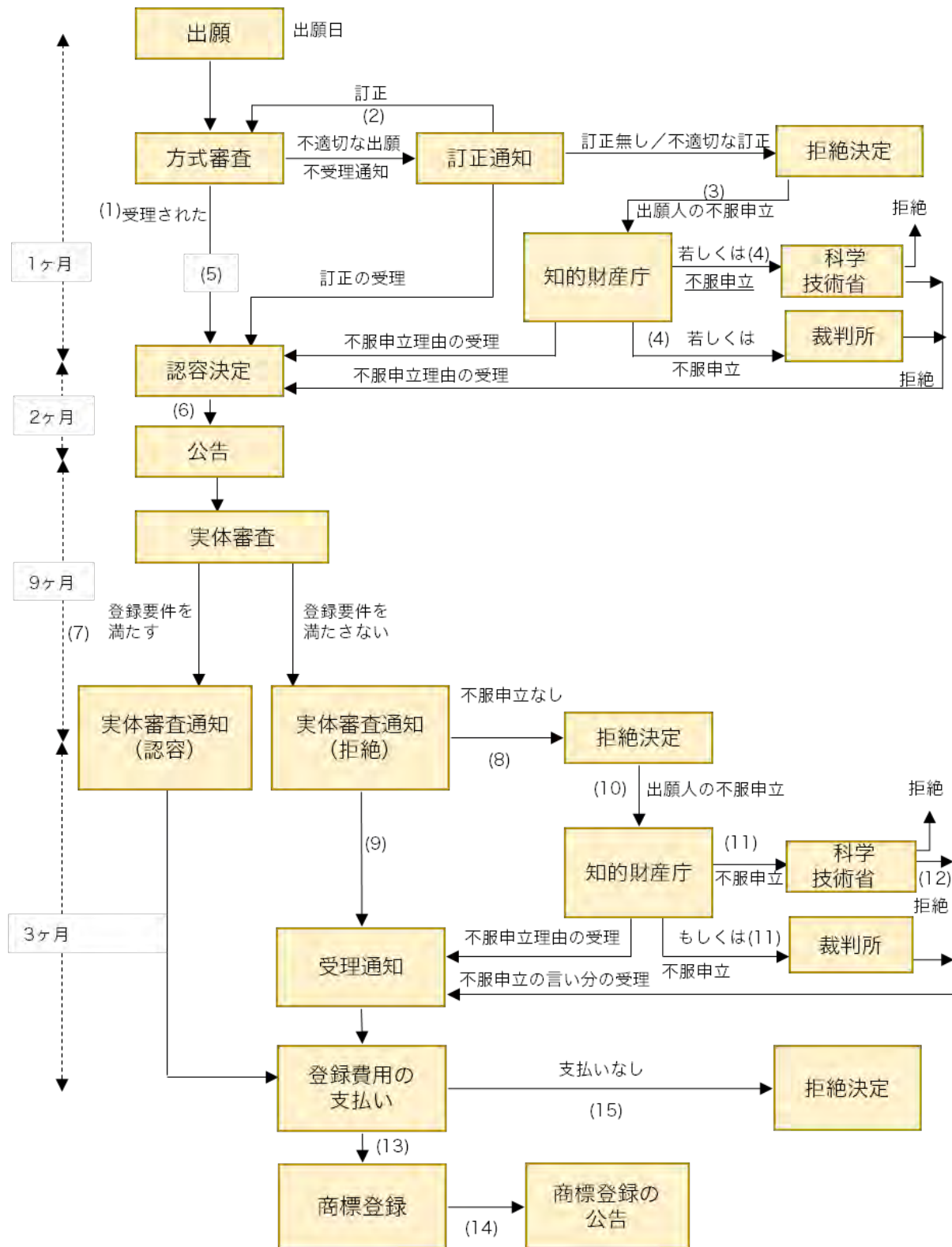


図 15 ベトナムの知的財産法に基づく商標登録手続きの流れ

4.2.3. 登録費用

(1) 知的財産法に基づく地理的表示登録

地理的表示の出願及び登録費用は、手続きが円滑に進んだ場合以下のとおりである。代理人費用については目安となっている。

印紙代

- 出願: 150,000 トン (US\$ 6.7)
- 出願公告: 120,000 トン (US\$ 5.4)
- 実体審査 (調査費用を含む) : 1,430,000 トン (US\$ 61.3)
- 地理的表示の登録: 120,000 トン (US\$ 5.4)
- 地理的表示の登録決定の公告: 120,000 トン (US\$ 5.4)
- 国内登録簿への登録: 120,000 トン (US\$ 5.4)

代理人費用 (付加価値税 (5%)、通信費等の実費を除く)

- GI 出願 1 件分の出願及び登録費用: US\$ 260
 - 必要書類の検討費用: US\$ 250-375
 - 出願前の審査官面接費用 (必要に応じて) : US\$ 500-700
 - 英語からベトナム語への書類の翻訳費用: US\$ 10/100 語
- *知的財産庁による指摘または第三者からの異議申立てがある場合、追加費用 (US\$ 250/時)

(2) 知的財産法に基づく団体商標/証明商標登録

団体商標/証明商標の出願及び登録に要する費用は、手続きが円滑に進んだとして以下のとおりである。代理人費用については目安となっている。

印紙代

- 出願: 150,000 トン (US\$ 6.7)
- 出願公告: 120,000 トン (US\$ 5.4)
- 実体審査 (調査費用を含む) : 750,000 トン (US\$ 32.3)
- 団体商標/証明商標の登録許可: 120,000 トン (US\$ 5.4)
- 団体商標/証明商標の登録許可決定の公示: 120,000 トン (US\$ 5.4)
- 許可された団体商標/証明商標の登録簿への登録: 120,000 トン (US\$ 5.4)

代理人費用 (付加価値税 (5%)、通信費等の実費を除く)

- 団体商標/証明商標の出願及び登録費用: US\$ 270
 - 必要書類のチェック費用: US\$ 250-375
 - 出願前に行う審査官面談費用 (あれば): US\$ 250-500
 - 英語書類のベトナム語訳費用: 100 ワード当たり US\$10
- *知的財産庁による指摘または第三者からの異議申立てがある場合、追加費用 (US\$ 250/時)

4.3. 地理的表示の不正使用の救済手段その他の措置

知的財産法では、知的財産権の侵害に対して、侵害の内容や程度に応じ、行政的救済、民事救済、刑事救済が用意されており、これらの規定が地理的表示や団体商標/証明商標の侵害に対しても適用される。

ただし、ベトナムにおける知的財産権の侵害に対する救済は、主に行政上の救済が利用され、司法上の救済が利用されるケースは限られている。裁判手続きの複雑さや侵害の故意の証明の難しさ、知的財産関連専門の裁判所が設置されていないことなどが理由として挙げられている。¹⁰⁹

表 24 ベトナムの地理的表示の不正使用の救済手段等

根拠法	侵害行為	行政的保護の 対応機関	行政的保護の 内容	司法的保護の 対応機関	司法的保護の 内容
知的財産法	(地理的表示)				
	・ 固有の特質・品質に適合しない製品、類似製品、対象地域を原産としない製品への地理的表示の使用	科学技術省 監査局	・ 警告・罰金、偽造品の没収・取引停止など	地方裁判所	・ 民事訴訟による差止、損害賠償、侵害品廃棄等 ・ 刑事処罰
	・ ぶどう酒・蒸留酒については、「種類」、「型」、「様式」、「模倣品」等を伴って地理的表示を使用する行為	商工省 市場管理総局	・ 税関監視、税関手続きの一時停止、差止など		
	・ 偽造品/侵害品の輸出入	各省・県級の人民委員会			
	(団体商標/証明商標)				
	・ 同一・類似の商標を、同一・類似商品に使用				
	・ 偽造品/侵害品の輸出入				

4.3.1. 不正使用の救済手段

侵害行為の定義

知的財産法では、以下の4点が、地理的表示の侵害に該当する行為とみなされる(法第129条第3項)。

- 地理的表示を有する製品の固有の特質・品質に適合しない製品について、たとえ当該製品が当該地理的表示対象の対象地域を原産とする場合であっても、保護された地理的表示を使用すること
- 保護された地理的表示を、その社会的評価・営業権を利用する目的で、地理的表示を有する製品と類似の製品について、使用すること
- 保護された地理的表示と同一または類似の標識を、当該地理的表示の対象地域を原産とせず、従って当該地理的領域を原産とする製品について消費者を誤認させる製品に使用すること
- ぶどう酒または蒸留酒の保護された地理的表示を、商品の真正な原産地が表示され、または地理的表示が翻訳若しくは翻字により使用され、または「種類」、「型」、「様式」、「模倣品」などの語を伴

¹⁰⁹ JETRO, 2017 「ベトナムにおける知的財産の権利執行状況に関する調査」

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/vn/ip/pdf/report_chizai_201709.pdf

う場合であっても、当該地理的表示の対象地域を原産としないぶどう酒または蒸留酒に使用すること

なお、団体商標/証明商標を含む一般の商標に対する権利侵害に該当する行為は法第 129 条第 1 項に規定されており、保護された商標と同一・類似の商標を同一・類似の商品に使用すること等が含まれる。

行政上の救済手段¹¹⁰

行政的救済は、科学技術省監査局、商工省市場管理総局、各省・県レベルの人民委員会が担当する。また、公安機関が情報収集や刑事罰の処分を担当する。

地理的表示を含む知的財産権の侵害により損害を被った、または消費者・社会に損害をもたらす知的財産権の侵害を発見した組織・個人は、これら所管当局に対して処理請求の申請書を提出し、所管当局が申請書を審査し、侵害被疑者に対する調査を実施、これに基づき処罰決定を下す。

行政罰の対象となる侵害行為を行った組織・個人には、警告・罰金の制裁が科される（組織の場合には最大 5 億ドン（約 2 万米ドル）、個人の場合には最大 2.5 億ドン（約 1 万米ドル）。また、侵害の状況に応じ、偽造品・原材料等の没収、偽造品の生産・取引・提供の停止、侵害品の強制的破壊等の制裁が科される場合がある。

知的財産権の侵害行為に対する行政上の救済を受けるためのフローは次頁図のとおり。

¹¹⁰ 地理的表示を含む知的所有権の侵害に対して、行政上の救済手段を受けるための手続きについては、「知的財産における行政上の侵害に対する制裁に関する政令 No.99/2013/ND-CP」、「行政違反の処理に関する法 No.15/2012/QH13」、「捜索に関する法 No.56/2010/QH12」、「政令 No.81/2011/ND-CP」等に規定されている。

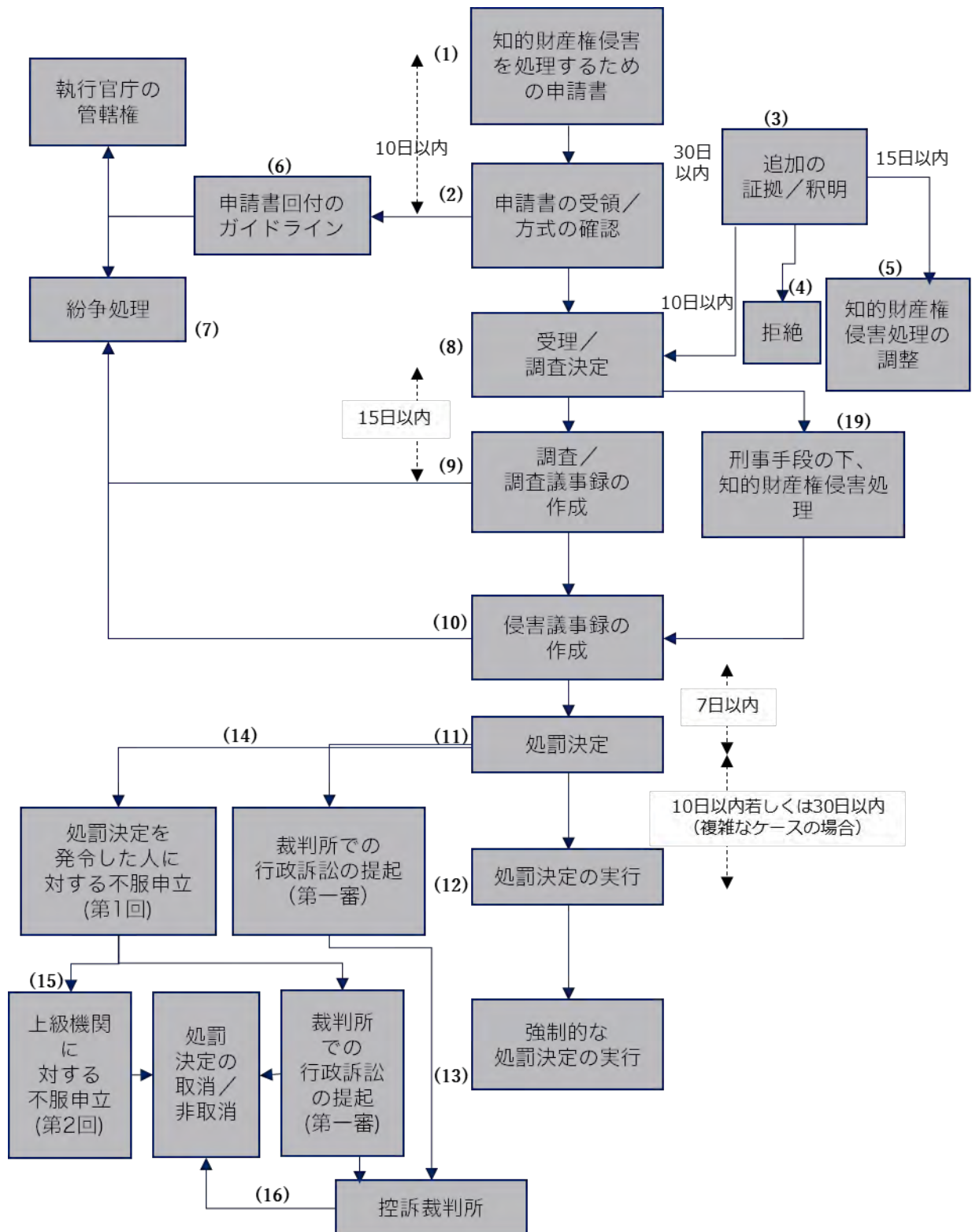


図 16 ベトナムの知的財産法に基づく知的財産権侵害の行政救済手続きの流れ

また、知的財産法では、輸出入における水際措置（税関手続の停止）が規定されている。地理的表示を含む知的財産権の権利者は、税関総局の税関監督部に対して 2 年間の税関監視を要求することができ、この期間はさらに 2 年間延長することができる。この措置は、ベトナムの全ての税関において、ベトナムに輸入される全ての被疑偽造品/侵害品（以下、侵害被疑品）を検出するために行われる。

ベトナム国内に輸入される侵害被疑品が検出された場合、地理的表示の権利者は、その侵害被疑品についての税関手続の一時停止を求める要求を当該税関支署に提出することができる。一時停止が適用されると、知的財産権所有者は侵害被疑品に対して権利行使及び差止請求が可能である。税関で検出された侵害被疑品に対しては、民事・刑事救済も適用され得るが、一般には行政的救済が適用されている。

水際措置フローは下図のとおり。

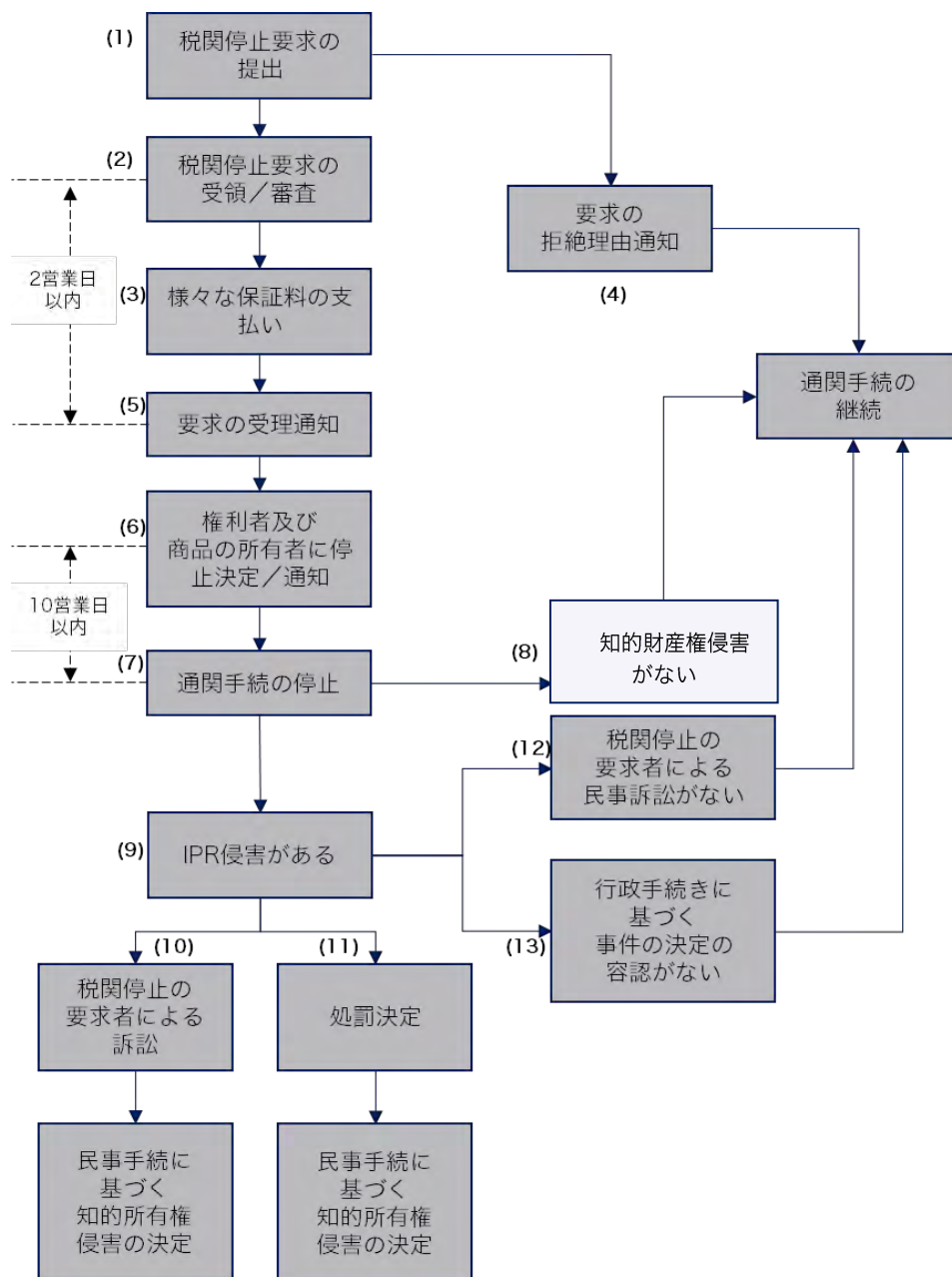


図 17 ベトナムの知的財産法に基づく水際措置（税関手続きの停止）の流れ